

## 社会福祉法人有徳会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人有徳会（以下、「当法人」という。）定款第8条及び第21条に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 評議員及び(理事長を除く)役員に対して、評議員会または理事会1日あたり11,137円（源泉所得税控除前）を支給することができる。

### (理事長に対する報酬等の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表第1に定める額

### (報酬等の支給方法)

第5条 評議員及び(理事長を除く)役員に対する報酬等の支給の時期は、評議員会又は理事会開催日とする。

2 理事長に対する報酬等の支給の時期は、次に掲げる報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末日（その日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合はその前日）

3 評議員及び(理事長を除く)役員に対する報酬等は、本人に対して通貨をもって支払う。理事長に対する報酬は、口座振り込みの方法によって支払う。

### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬

等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成29年 6月10日（評議員会の議決日）から施行する。

この規程は令和 元年 6月15日（評議員会の議決日）から施行する。

この規程は令和 2年 4月10日（評議員会の議決日）から施行する。

この規程は令和 5年 6月26日（評議員会の議決日）から施行する。

この規程は令和 6年 5月10日（評議員会の議決日）から施行する。

別表1

役職名	報酬額
理事長（常勤）	月額 50万円以内
理事長（非常勤）	月額 20万円以内